

＜日本公衆衛生看護学会認定専門家 認証制度 規程＞

(目的)

第1条 会員の公衆衛生看護の専門能力に関わる知識、技術、態度について評価し、その能力を有するものを日本公衆衛生看護学会認定専門家（英文では、**Public Health Nursing Specialist of Japan Academy of Public Health Nursing** と表示する。以下「認定専門家」という。）と認定することにより、会員の公衆衛生看護の専門能力に関する自己研鑽への意欲と質の向上を図ることを目的とする。

(認証内容)

第2条 認証の基本的な内容は次のとおりとする。

- 1) 系統的な情報収集と分析により明確化若しくは予測した、個人や家族の健康課題とコミュニティの健康課題を連動させながら、対象の生活に視点をいた支援を行うための知識・技術・態度を有する。
- 2) 人びとの健康や生活の質を維持・改善する能力、及び対象を取り巻く環境の改善を支援する知識・技術・態度を有する。
- 3) 人びとの健康の保持増進、健康障害の予防と回復を促進するための知識・技術・態度を有する。
- 4) 対象とするコミュニティや関係機関と協働し、社会資源の創造と組織化を行うことにより対象の健康を支えるシステムを創生する知識・技術・態度を有する。

(評価方法)

第3条 申請者は、申請時点までに引き続き3年間会員であることとする。

- 2 申請者は、公衆衛生看護に係る経験（実践、教育、研究など）が10年以上であることとする。
- 3 認証のための評価は、別表1～2の項目のポイント制とする。
- 4 別表1、別表2、及び過去の公衆衛生看護活動の実績により、200ポイント以上を得た場合に、専門家認証制度委員会の書面審査を申請することができる。
- 5 申請前5年間（1～12月）に得たポイントを、認定、更新、再認定ごとの1回に限り有効とする。
- 6 書面審査は、別途指定する様式についての提出書類の内容で判定する。

(専門家認証制度委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、専門家認証制度委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員10名以内をもって構成する。
- 3 委員会の委員長は、理事会で選出する。
- 4 委員会の委員は、会員の中から理事長が委嘱する。
- 5 その他委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

(委員会の所掌)

第5条 委員会の所掌は次のとおりとする。

- 1) 書面審査を行う。
- 2) 専門能力認定を企画し、ポイントの妥当性を検証する。
- 3) 公衆衛生看護活動、公衆衛生看護学を中心とする会員の専門能力に関する事業を企画し、実施する。
- 4) その他必要な事項を審議する。

(合否判定)

第6条 専門家認証制度委員会は、書面審査の合否判定に関する会議を開き、判定を行った上、速やかに結果を理事長に報告する。

(認定)

第7条 理事長は、会員が書面審査に合格した場合には、その者を認定専門家として認定する。

- 2 前項の認定の有効期間は5年間とする。

(更新)

第8条 理事長は、認定専門家が、別表1、別表2により200ポイント以上を得た場合には、専門家認証制度委員会の書面審査の判定を経て、認定の有効期間を5年間延長する。

(再認定)

第9条 理事長は、認定の有効期間が終了した者が、申請時まで引き続き3年間会員であり、別表1、別表2により200ポイント以上を得た場合には、専門家認証制度委員会の書面審査の判定を経て、再び認定を行う。なお、会員資格喪失後に再入会した場合は、新たに入会した年度から

引き続き3年間会員であった者とする。

2 前項の認定の有効期間は有効期間が終了してから5年間とする。

(審査料等)

第10条 初回の認定のため、または再認定のため申請しようとする者は、審査料として1万円を納付する。

2 第8条により認定の更新を受けようとする者は、審査料として1万円を納付する。

3 納付された審査料は、返還しない。

(認定資格の喪失)

第11条 認定専門家は、次の理由によりその資格を喪失する。

1) 定款第13条の規定により退会したとき。

2) 定款第12条の規定により会員資格を喪失したとき。

3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていたことが判明したとき。なお、この場合は、過去の認定期間も無効とする。

(規程の改正)

第12条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本制度の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

(附則)

本規程は2021年6月12日より施行する。

本規程は2022年5月22日より施行する(2022年5月22日理事会において第3条第1項追加、第2項以降の項番号繰り下げ)。

本規程は2022年9月11日より施行する(2022年9月11日理事会において第3条第2項追加、第3項以降の項番号繰り下げ、第10条変更)。

本規程は2022年9月20日より施行する(2022年9月20日理事会において第4条第1項追加、第1条、第3条4、第4条見出し、第6条、第8条、第9条変更)。

別表1 日本公衆衛生看護学会における活動

	項目	点
学術論文	本学会論文筆頭著者1件につき	60
	本学会論文共同著者1件につき	30
	本学会依頼論文、報告論文筆頭著者、共同著者1件につき	20
学術集会参加、運営	本学会学術集会シンポジウム及び講演、セミナー、パネルディスカッションの演者1件につき	30
	本学会学術集会シンポジウム及び講演、セミナー、パネルディスカッションの座長1件につき	10
	本学会学術集会一般演題、及びワークショップ筆頭演者1件につき	30
	本学会学術集会一般演題、及びワークショップ共同演者1件につき	20
	本学会学術集会参加1回につき	30
	本学会の学術集会における企画委員、実行委員など1件につき	20
研修会参加、運営	本学会主催・共催・後援の研修・セミナーの講師1件につき	30
	本学会主催・共催・後援の研修・セミナーの受講1回につき	10
表彰	本学会での実践表彰1件につき	50
	本学会での論文表彰1件につき	50
研究取り組み	本学会の研究倫理審査への計画書の提出と承認1件につき(研究代表者)	30
	本学会の研究倫理審査への計画書の提出と承認1件につき(研究協力者)	20
学会運営	本学会での代議員1期につき	20
	本学会での役員1期につき	40
	本学会での委員会の委員1期につき	20
	本学会誌の論文の査読1件につき	10
	本学会ホームページに掲載する公衆衛生看護活動に関する活動写真掲載1件につき	30

別表2 その他の公衆衛生看護活動

	項目	点
実践・教育活動	公衆衛生看護領域での就業経験年数10年以上(初回申請時のみ)	20
	業務上の優れた実践活動	20
	職場における優れた現任教育活動	20
	本学会以外の公衆衛生看護活動の表彰1件につき	20
	その他テーマ1件につき	10
他団体での活動	本学会以外の論文筆頭著者、共同著者1件につき	10
	保健師関連6団体での理事・監事、委員会員の活動(5年間で1団体につき1回のみ)	10
	研修会の企画、運営、講師1件につき	10
	保健医療福祉活動に関わる調査研究事業への参画1件につき	10